

第5章 緑化推進・緑地保全重点地区

5-1 緑化推進・緑地保全重点地区



緑化推進・緑地保全重点地区は、基本理念を実現するため、優先的、集中的に緑化の推進と緑地の保全を実施する地区になります。

本計画では、短期・中期的に実施していく4地区を緑化推進・緑地保全重点地区として設定します。

地区選定の視点

- ・都市拠点である藤枝駅周辺の中心市街地の緑化の推進
- ・本市のシンボルの公園であり、緑の拠点である蓮華寺池公園の緑化の推進と緑地の保全
- ・サクラトンネルをはじめ、四季折々の散策の場として親しまれている瀬戸川沿いの緑地の保全
- ・土地区画整理事業に伴う都市公園整備を実施する水守地区の緑化の推進

【緑化推進・緑地保全重点地区】

- ①藤枝駅周辺の中心市街地
- ②蓮華寺池公園
- ③瀬戸川地区
- ④水守地区

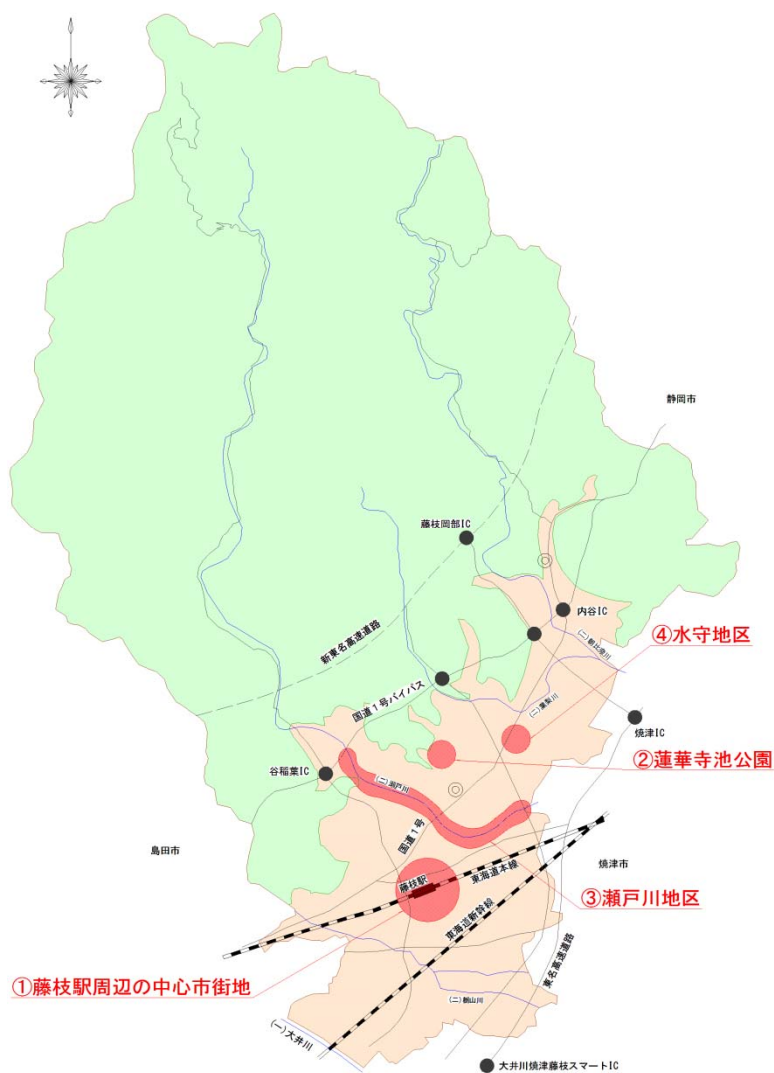


図 5-1-1 緑化推進・緑地保全重点地区図

5-2 緑豊かな中心市街地の形成



藤枝駅周辺の中心市街地

①地区の特徴と課題

a 地区特性

J R 藤枝駅を中心とした東西約 1.5km、南北約 2km、面積約 160ha は、中心市街地活性化基本計画において定められた中心市街地区域であり、本市の中心市街地を形成しているだけでなく、志太榛原地域の都心としてワンランク上のまち並みが期待されています。また、本市の玄関口として活力ある中心市街地を形成するため、市街地再開発事業など民間事業との連携により賑わいの創出を図りながら、まちが発展しています。

b 緑化の状況

藤枝駅周辺の中心市街地では、土地区画整理事業などにより街区公園が 6 箇所（1.71ha）、近隣公園が 2 箇所（2.31ha）整備されています。また、街路樹は 20 区間（2.80ha）に整備されており、緑のネットワークを形成しています。さらに、青木地区では、地区計画によって建築物の制限と合わせて垣、柵の構造が制限され、緑化の推進が図られています。また、一部の民間建築物では、屋上緑化などが施されています。



藤枝駅北口（（都）藤枝駅広幡線）



藤枝駅南口（（都）藤枝駅吉永線）

c 課題

本地区は、志太榛原地域の中核都市を目指す本市の玄関口に相応しい景観形成および総合的な緑化を推進する必要があります。また、藤枝駅周辺の中心市街地の居住人口増加や来訪者のより良い印象の向上を狙い、居住者及び来訪者が快適に過ごすことのできる空間を創造することが求められています。

また、市街地再開発事業等による市街地の更新が進められている今、緑あふれる都市空間を創出するため、市民や事業者との協働による緑化を進める必要があります。

②緑化推進の方針

a 基本方針

本地区では、潤いと癒しのある空間形成を進めるため、既存の緑を活用するとともに、市民や事業者との協働によって市街地内の緑化を推進し、緑視率の向上を目指します。

b 緑化推進方策

- ・ 藤枝駅前広場や藤枝駅周辺の都市計画道路等を緑化重点路線に設定し、その区間の緑視率を高めるために街路樹等の適切な維持管理により緑化を推進します。
- ・ 緑化重点路線等の道路に面する敷地では、市民や事業者との協働により、建築物周囲の植栽をはじめ、壁面及び屋上緑化の推進やオープンガーデンやグリーンカーテンの導入、ハンギングバスケットやプランターによる掲出等を推進します。
- ・ 既存の公園や緑地は、中心市街地の貴重な緑として、適切な維持管理に努め、地域住民とともに積極的な活用を推進します。



駅前広場イメージ



商店街イメージ



ハンギングバスケットイメージ

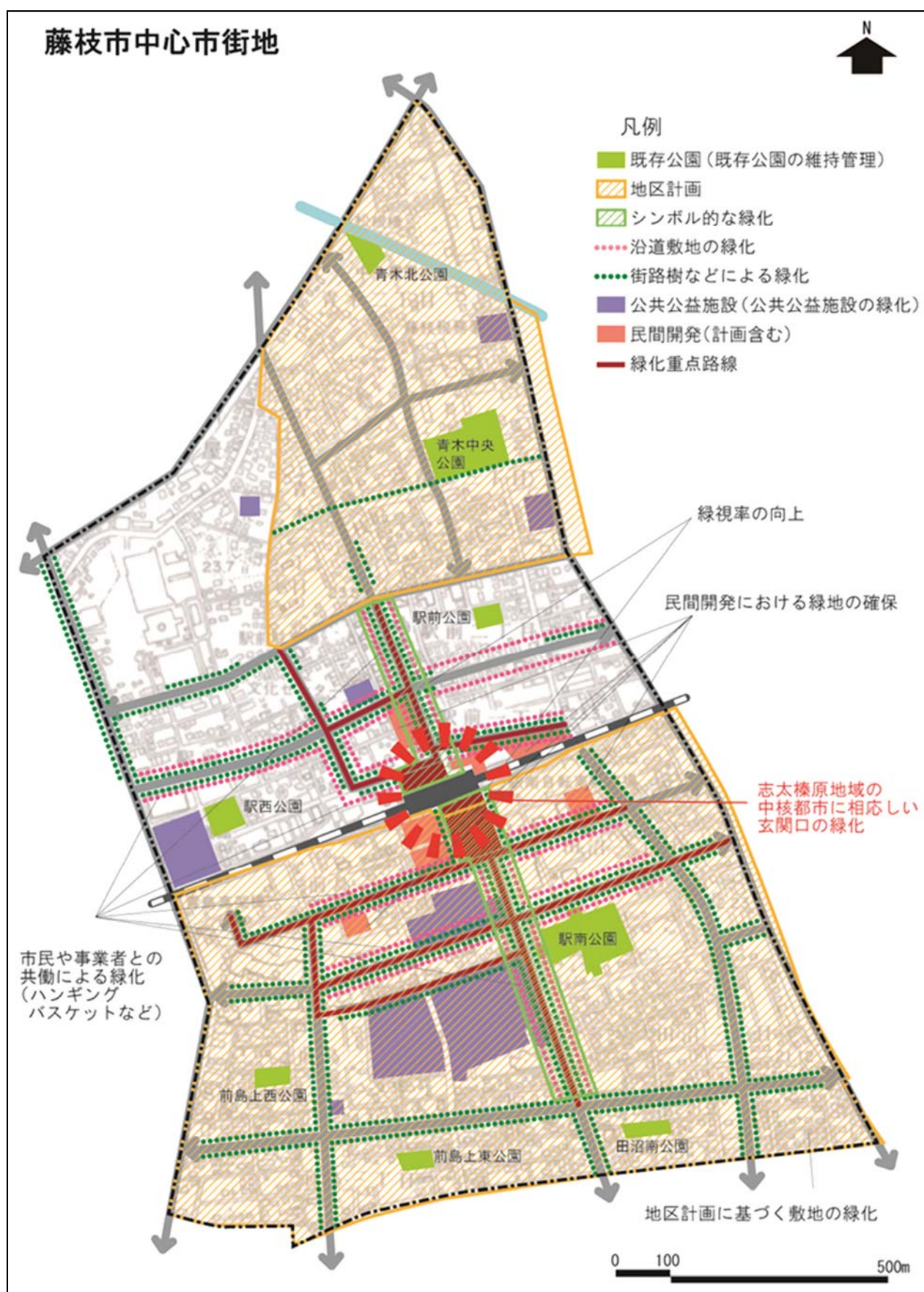


図 5-2-1 中心市街地方針図

5-3 緑豊かな四季回廊の拠点整備と保全



本市には、瀬戸川、朝比奈川、栃山川などの主要な河川が流れ、市街地周辺には蓮華寺池公園や藤枝総合運動公園をはじめとする施設緑地があり、自然豊かな緑と水辺を感じることができます。また、市内各所では四季を通じて様々な花々が咲き誇ります。これらを花と緑のネットワークでつなぎ、市民や来訪者がいつでも花を楽しめる四季回廊づくりを進めていきます。

本市のシンボルである蓮華寺池公園を拠点として、瀬戸川地区を旧東海道でつなぎ、藤枝らしさを感じられる蓮華寺池公園や瀬戸川地区を緑化推進・緑地保全重点地区に指定します。

(1) 蓮華寺池公園

①地区の特徴と課題

a 地区特性

蓮華寺池公園は、市街地のほぼ中央に位置し、緑の拠点として本市のシンボリックな公園となっています。市民だけでなく、特にサクラやフジが咲き誇る時期には観光客も多く訪れ、子どもからお年寄りまで世代を超えて楽しめる公園です。

b 緑化の状況

自然を活かした公園として、市民の休息や観賞などに利用するため、昭和48年に当初の都市計画決定(28.8ha)がされ、昭和60年から供用開始されています。公園内には、池、広場、遊具、博物館等が配置され、平成12年の県立藤枝西高等学校の移転に伴い、跡地(1.3ha)を含めた面積30.1haが都市計画変更により蓮華寺池公園となりました。

公園内には、藤(約260本)や桜(約1,300本)、梅(約380本)などの樹木や水面に繁茂する蓮があり、これらの花が訪れる人々を楽しませています。また、野鳥の生息地としても貴重な緑や水辺となっています。



サクラの開花時期の蓮華寺池



フジが開花し賑わう園内



子ども連れで賑わう広場



整備中の県立藤枝西高等学校跡地

c 課題

多くの市民や来訪者に利用されている蓮華寺池公園は、供用開始から約 30 年が経過し、園内に数多く植えられているフジの樹勢の衰えや施設や設備の老朽化が見られます。また、更なる利用促進と周辺地域の活性化のため、魅力や利便性の向上を図っていく必要があります。

②緑化推進と緑地保全の方針

a 基本方針

公園利用者の利便性と快適性を高め、周辺地域への回遊性向上を図ります。また、利用者のニーズを的確に把握し、施設や設備の改善及び景観に配慮した樹木の管理を推進することにより、多くの方により楽しんでいただける緑と水辺を目指します。

また、緑の拠点としての公園整備だけでなく、地域活性化の拠点となる公園として整備を推進します。

b 緑化推進と緑地保全の方策

- ・魅力アップ事業によりリニューアルした多目的ホールや多目的広場を活用し、新たな魅力の向上を創出し、周辺地域との回遊性向上を図ります。
- ・本市の花である『フジ』をはじめ、花木の充実と四季折々の花が楽しめる公園を目指すため、再整備基本計画を策定し、老朽施設の更新や適切な維持管理に努め、常に安心して楽しむことのできる市民に愛される公園を目指します。
- ・既存樹木や水辺環境の保全および維持管理を適切に推進するとともに、イベントの開催等、公園の魅力を高めるための取り組みを推進します。
- ・市民参加による活動が更に盛んになるような環境を整え、協働による緑化を推進します。

d 方針図

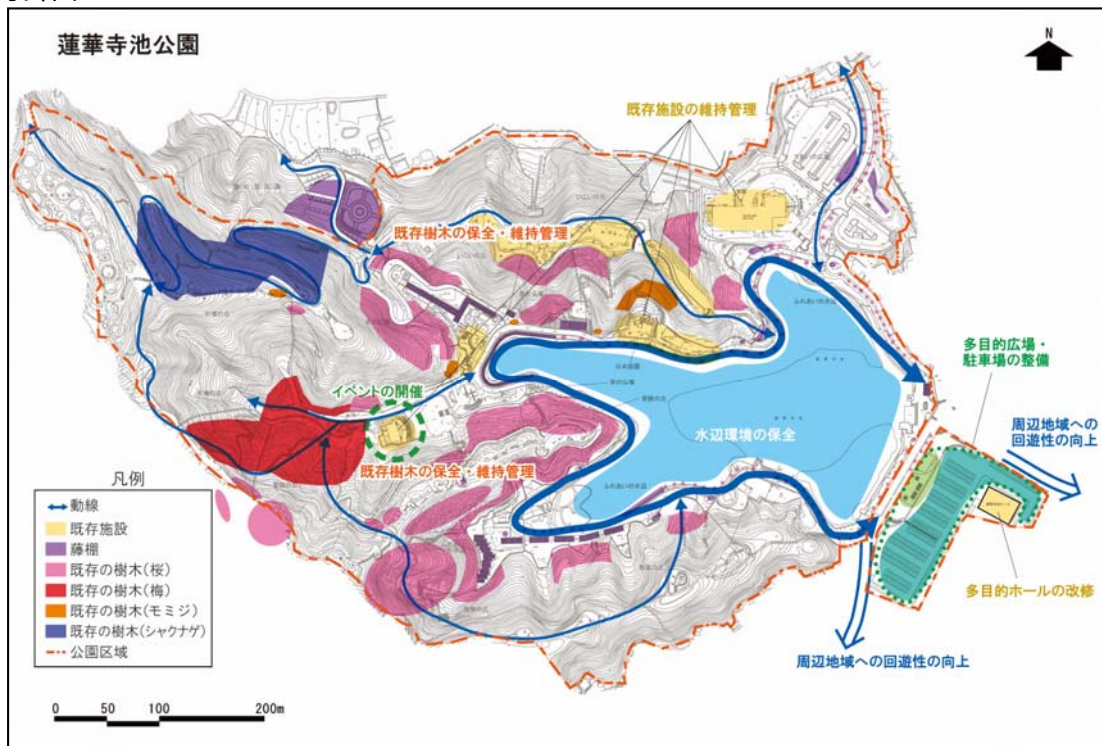


図 5-3-1 蓮華寺池公園方針図

(2) 瀬戸川地区

①地区の特徴と課題

a 地区特性

本地区は、市街地のほぼ中央に位置し、二級河川瀬戸川の金吹橋～西高橋の間の河川とその周辺区域です。志太河川敷公園はレクリエーションの場として利用されている他、堤防には多くのサクラが植えられており、特に金吹橋～勝草橋にかけての左岸堤防道路は、約 2km 続くサクラのトンネルがあり、花見や散策の場として市民に親しまれています。

b 緑化の状況

瀬戸川沿いには、4 箇所の公園が整備されており、隣接する金比羅山緑地は市街化区域内の貴重な自然緑地として整備保全が図られています。また、瀬戸川堤防沿いの桜並木は総延長約 6km にも及び、瀬戸川と共に市街地の重要な緑地を形成しています。



下流側よりふれあい大橋を望む



金吹橋～勝草橋(左岸堤防道路)



金比羅山緑地



志太河川敷公園

c 課題

河川沿いの桜並木の老齢化が進行しており、桜並木の維持保全を進めるとともに、倒木や枝折れなどの事故災害防止に対応することが求められます。

また、瀬戸川と桜並木や公園などについては、一帯的な水と緑のネットワークとして位置づけ、より一層の活用を図ることが求められます。

②緑地保全の方針

a 基本方針

市民及び来訪者のレクリエーションの場、交流の場となる、本市の水辺のネットワークの軸として位置づけ、河川敷内の緑地、堤防沿いの桜並木、沿川の公園や緑地について、適切に保全を図ります。

b 緑地保全の方策

- ・金比羅山緑地と堤防沿いの桜並木は、本市の貴重な花と緑の資源であり、観光スポットになっていることから、積極的な保全を図ります。
- ・桜並木の老齢化が進行していることから、倒木等による事故防止と、生育状況を把握するため、樹木医など専門家の定期的な診断を受け、適切な保全を図ります。
- ・地元の河川愛護団体と連携し河川堤防の維持管理を図ります。
- ・河川敷内の緑地については、都市緑地指定等により、保全活用を図ります。
- ・河川沿いの公園については、瀬戸川との連携に配慮しつつ、利用者の利便性向上を図ります。
- ・旧東海道の街路樹を適切に維持管理し、蓮華寺池公園までの回遊性の向上を図ります。

d 方針図

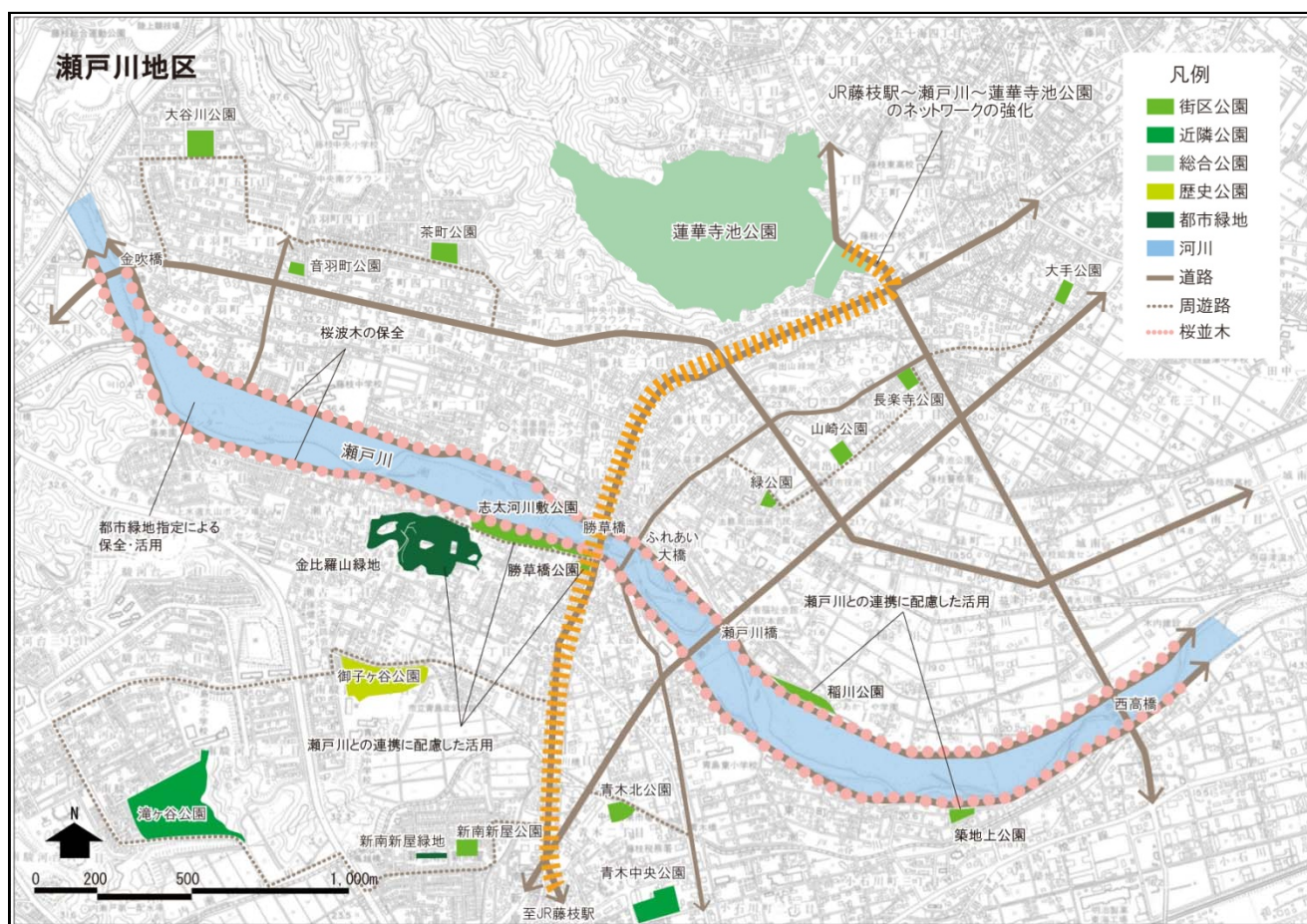


図 5-3-2 瀬戸川地区方針図

5-4 土地区画整理事業に伴う都市公園整備



水守地区

①地区の特徴と課題

a 地区特性

本地区は、藤枝駅から約 4km に位置し、旧国道 1 号を挟み土地区画整理事業により基盤整備が完了しています。土地区画整理事業施行前に比べ商業施設及び住宅が増え、居住人口が増加しています。



航空写真

b 緑化の状況

事業区域内においては、近隣公園 1 箇所、街区公園 3 箇所の整備を実施しています。また、主要路線には街路樹が植栽されており、住宅の一部において生垣等が見られるほか、近隣公園予定地を含めた一部区域には、旧東海道松並木が残っています。



都市計画道路の植栽



旧東海道松並木(近隣公園予定地内)

c 課題

土地区画整理事業により居住人口が増加している本地区は、近隣住民のレクリエーション活動等、子どもからお年寄りまでが世代を越えて交流する拠点として、また、災害時の避難地や救護、防災活動の拠点としての活用を図るため公園整備が求められています。

②緑化推進の方針

a 基本方針

住民の子育ての場、交流の場、防災拠点の場となる公園の整備を推進するとともに、住宅敷地内の緑化誘導や旧東海道松並木の保存を行い、緑豊かな住宅地を創出します。

b 緑化推進方策

- ・水守土地区画整理事業で創出された公園用地に近隣公園1箇所、街区公園3箇所の整備を進めます
- ・各公園は、避難場所として広場や防災倉庫の設置等、防災機能を備えるとともに、子どもから高齢者まで、多様な世代が利用できるよう整備を推進します。
- ・公園整備にあたっては、ワークショップの開催などにより、計画段階から地域住民の意向を踏まえて進めます。
- ・協働による緑化や維持管理の充実を図ります。
- ・住宅敷地内への樹木や草花の植栽を勧めるとともに、生垣の設置を誘導します。
- ・旧東海道松並木を市の貴重な財産として保存します。

c 方針図



図 5-4-1 水守地区方針図